

鳥取県西部広域行政管理組合 第 9 期 分 別 収 集 計 画

令和元年6月

鳥取県西部広域行政管理組合

対象市町村 米子市 日吉津村 大山町 南部町
伯耆町 日南町 日野町 江府町

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理に関連する施設については、新たな施設の建設が全国的に非常に困難な状況にあり、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）及び組合の構成市町村（以下「構成市町村」という。）においても同様な状況で、ごみの全体排出量の抑制対策及び最終処分場の延命化対策は、特に重要な施策となっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第9条に基づいて、一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物の排出抑制を図りつつ、適切な分別排出・分別収集を実施することにより、ごみの減量化と最終処分場における埋立量の削減を図り、併せて廃棄物から資源を回収し、その有効利用を図ることを目的として策定したものである。この目的を達成するために必要な、住民・事業者・行政（組合及び構成市町村）のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方法を明らかにするとともに一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後、本計画を推進することにより、最終処分場の延命化、既存の各廃棄物処理施設での適正処理の推進、資源の有効利用促進を図るとともに、更なる循環型社会の完成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 行政（組合及び構成市町村）は、住民・事業者と一体となって、ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりを行う。
- (2) 行政（組合及び構成市町村）は、ごみの収集運搬（構成市町村）及び中間処理（組合）を支障なく行うよう努める。
- (3) 住民・事業者は行政（組合及び構成市町村）の施策に基づき、ごみの分別及び排出に協力し、ごみの減量化に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール紙、その他紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ等（発泡スチロールを含む）、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

このうち、その他プラスチック製容器包装については、取り組み可能な構成市町村から随時分別収集を実施し、独自の再資源化を図る。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（表1）

（単位：トン）

市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
米子市	10,775	10,674	10,608	10,547	10,519
日吉津村	703	705	707	708	710
大山町	812	806	799	793	787
南部町	562	537	513	489	464
伯耆町	796	791	785	780	775
日南町	257	248	241	233	225
日野町	187	184	182	180	178
江府町	168	167	166	165	164
合計	14,260	14,112	14,001	13,895	13,822

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の抑制のため、以下の方策を実施又は検討する。

なお、実施に当たっては、行政（組合及び構成市町村）はもちろんのこと、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るものとする。

行政（組合及び構成市町村）は、住民・事業者（排出者）に対し、廃棄物の減量化及び排出抑制のための啓発活動に努めるとともに、効率的な廃棄物の再資源化に努める。

住民・事業者（排出者）は、廃棄物を分別基準にそって分別し、廃棄物の再資源化が支障なく行われるように協力する。

構成市町村は、収集器材・収集体制等の整備に努め、住民・事業者（排出者）の利便を図るとともに、リサイクルプラザへの廃棄物の搬入の平準化に努める。

組合は、リサイクルプラザの処理機能が充分発揮できるよう、施設の良好な維持・管理に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、組合の再資源化施設（リサイクルプラザ）の設備内容・処理能力・処理体制及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表2左欄のとおりとする。

また、住民の協力度、関係市町村の分別収集体制、収集器材等を勘案し、収集に係る分別の区分は表2右欄のとおりとする。

（表2）

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶・ガラスびん (資源ごみ)
主としてアルミニウム製の容器	
主として無色のガラス製容器	
主として茶色のガラス製容器	
主としてその他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール紙
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
白色トレイ等（発泡スチロールを含む）	構成市町村独自の区分
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集を実施するに当たっての役割分担は、収集運搬業務は構成市町村の責務として実施し、収集された対象物の処理・再資源化は組合の責務として実施することを基本とする。

表4に、対象品目ごとの分別収集の実施等についての事項を取りまとめる。

(表4) 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	処理・再資源化
缶	スチール	缶・ガラスびん (資源ごみ)	構成市町村による定期回収	組合
	アルミ			
びん	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック			
	段ボール	段ボール紙		
	その他紙製容器包装	その他紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	構成市町村による定期回収	組合
	白色トレイ等	構成市町村独自の区分		構成市町村
	その他プラスチック製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

対象品目のうち、白色トレイ等（発泡スチロールを含む）及びその他プラスチック製容器包装を除く物については、組合のリサイクルプラザ（処理能力：資源ごみ・不燃ごみ等 34.5 t / 5 H、ペットボトル 2.0 t / 5 H、古紙類 12.5 t / 5 H）において処理（選別・圧縮等）及び保管を行い、再資源化する。

白色トレイ等（発泡スチロールを含む）及びその他プラスチック製容器包装については、構成市町村においてそれぞれ処理（選別・圧縮等）、保管及び再資源化を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- (1) 組合及び構成市町村は、容器包装廃棄物の分別収集を円滑にかつ効率的に推進していくため、相互に協力し、住民の啓発活動等の必要な事務を行うものとする。
- (2) 組合は、上記の事柄に関連し、次の事務を行う。
 - ア 住民の啓発活動等の推進に関すること
 - 住民団体等によるリサイクルプラザの施設見学の受け入れ
 - 啓発用器材（パネル、ビデオ等）の整備及び貸出
 - イ その他
 - 構成市町村に対する各種情報の提供及び指導

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(表3) 組合(境港市を除く)の量

単位: トン

分別収集する容器包装の種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	(合計)									
	120		119		118		117		116	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	120	0	119	0	118	0	117	0	116
主としてアルミニウム製の容器	(合計)									
	203		201		199		197		196	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	203	0	201	0	199	0	197	0	196
主として無色のガラス製容器	(合計)									
	223		221		219		218		216	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	223	0	221	0	219	0	218	0	216
主として茶色のガラス製容器	(合計)									
	289		286		284		282		280	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	289	0	286	0	284	0	282	0	280
主としてその他のガラス製容器	(合計)									
	120		119		118		117		116	
	(引渡)	(独自処理)								
	120	0	119	0	118	0	117	0	116	0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	(合計)									
	33		33		33		33		32	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	33	0	33	0	33	0	33	0	32
主として段ボール製の容器	(合計)									
	699		691		686		681		677	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	699	0	691	0	686	0	681	0	677

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（その他紙製容器包装）	(合計)									
	199		197		195		193		192	
	(引渡)	(独自)								
	0	199	0	197	0	195	0	193	0	192
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)									
	338		335		332		330		328	
	(引渡)	(独自)								
	0	338	0	335	0	332	0	330	0	328
白色トレイ等（発泡スチロールを含む）	(合計)									
	55		54		53		52		51	
	(引渡)	(独自)								
	0	55	0	54	0	53	0	52	0	51
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（その他プラスチック製容器包装）	(合計)									
	154		155		154		156		157	
	(引渡)	(独自)								
	0	154	0	155	0	154	0	156	0	157

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

別添「第9期市町村分別収集計画策定にあたっての予測量等の算定基礎」に記載したとおり。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：主としてスチール製の容器

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	87		86		85		85		84	
	(引渡)	(独自)								
	0	87	0	86	0	85	0	85	0	84
日吉津村	(合計)									
	2		2		2		2		2	
	(引渡)	(独自)								
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
大山町	(合計)									
	10		10		10		9		9	
	(引渡)	(独自)								
	0	10	0	10	0	10	0	9	0	9
南部町	(合計)									
	7		7		7		7		7	
	(引渡)	(独自)								
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
伯耆町	(合計)									
	7		7		7		7		7	
	(引渡)	(独自)								
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
日南町	(合計)									
	3		3		3		3		3	
	(引渡)	(独自)								
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
日野町	(合計)									
	2		2		2		2		2	
	(引渡)	(独自)								
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
江府町	(合計)									
	2		2		2		2		2	
	(引渡)	(独自)								
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
合計	(合計)									
	120		119		118		117		116	
	(引渡)	(独自)								
	0	120	0	119	0	118	0	117	0	116

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：主としてアルミニウム製の容器

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	147		145		144		142		141	
日吉津村	(引渡)	(独自)								
	0	147	0	145	0	144	0	142	0	141
大山町	(合計)									
	16		16		16		16		16	
南部町	(引渡)	(独自)								
	0	11	0	12	0	11	0	11	0	11
伯耆町	(合計)									
	13		12		12		12		12	
日南町	(引渡)	(独自)								
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
日野町	(合計)									
	3		3		3		3		3	
江府町	(引渡)	(独自)								
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)									
	203		201		199		197		196	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	203	0	201	0	199	0	197	0	196

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：無色のガラス製容器

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	161		160		158		158		156	
日吉津村	(引渡)	(独自)								
	0	161	0	160	0	158	0	158	0	156
大山町	(合計)									
	18		18		18		18		18	
南部町	(引渡)	(独自)								
	0	13	0	12	0	12	0	12	0	12
伯耆町	(合計)									
	14		14		14		13		13	
日南町	(引渡)	(独自)								
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
日野町	(合計)									
	3		3		3		3		3	
江府町	(引渡)	(独自)								
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
合計	(合計)									
	223		221		219		218		216	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	223	0	221	0	219	0	218	0	216

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：茶色のガラス製容器

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	209		207		205		204		202	
日吉津村	(引渡)	(独自)								
	0	209	0	207	0	205	0	204	0	202
大山町	(合計)									
	23		23		23		23		23	
南部町	(引渡)	(独自)								
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23
伯耆町	(合計)									
	18		18		18		17		17	
日南町	(引渡)	(独自)								
	0	18	0	18	0	18	0	17	0	17
日野町	(合計)									
	9		8		8		8		8	
江府町	(引渡)	(独自)								
	0	9	0	8	0	8	0	8	0	8
合計	(合計)									
	4		4		4		4		4	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
合計	(合計)									
	5		5		5		5		5	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
合計	(合計)									
	289		286		284		282		280	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	289	0	286	0	284	0	282	0	280

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：その他のガラス製容器

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	87		86		85		85		84	
日吉津村	(引渡量)	(独自処理量)								
	87	0	86	0	85	0	85	0	84	0
大山町	(合計)									
	10		10		10		9		9	
南部町	(引渡量)	(独自処理量)								
	10	0	10	0	10	0	9	0	9	0
伯耆町	(合計)									
	7		7		7		7		7	
日南町	(引渡量)	(独自処理量)								
	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
日野町	(合計)									
	3		3		3		3		3	
江府町	(引渡量)	(独自処理量)								
	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
合計	(合計)									
	120		119		118		117		116	
合計	(引渡量)	(独自処理量)								
	120	0	119	0	118	0	117	0	116	0

注：表中の(引渡量)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理量)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：主として紙製の容器であって飲料を充てんする物
(原材料にアルミニウムが利用されているものを除く) 単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	23		23		23		23		22	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	22
日吉津村	(合計)									
	1		1		1		1		1	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
大山町	(合計)									
	3		3		3		3		3	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
南部町	(合計)									
	1		1		1		1		1	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
伯耆町	(合計)									
	2		2		2		2		2	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
日南町	(合計)									
	1		1		1		1		1	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
日野町	(合計)									
	1		1		1		1		1	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
江府町	(合計)									
	1		1		1		1		1	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
合計	(合計)									
	33		33		33		33		32	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	33	0	33	0	33	0	33	0	32

注：表中の(引渡量)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理量)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：主として段ボール製の容器

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	499		493		489		486		483	
日吉津村	(引渡)	(独自)								
	0	499	0	493	0	489	0	486	0	483
大山町	(合計)									
	22		22		22		21		21	
南部町	(引渡)	(独自)								
	0	22	0	22	0	22	0	21	0	21
伯耆町	(合計)									
	56		56		55		55		55	
日南町	(引渡)	(独自)								
	0	56	0	56	0	55	0	55	0	55
日野町	(合計)									
	33		33		33		33		32	
江府町	(引渡)	(独自)								
	0	33	0	33	0	33	0	33	0	32
合計	(合計)									
	45		44		44		43		43	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	45	0	44	0	44	0	43	0	43
合計	(合計)									
	21		21		21		21		21	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	21
合計	(合計)									
	3		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)									
	20		19		19		19		19	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	20	0	19	0	19	0	19	0	19
合計	(合計)									
	699		691		686		681		677	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	699	0	691	0	686	0	681	0	677

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：主として紙製の容器包装

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	132		131		129		128		127	
日吉津村	(引渡)	(独自)								
	0	132	0	131	0	129	0	128	0	127
大山町	(合計)									
	15		15		15		15		15	
南部町	(引渡)	(独自)								
	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15
伯耆町	(合計)									
	18		18		18		17		17	
日南町	(引渡)	(独自)								
	0	8	0	7	0	7	0	7	0	7
日野町	(合計)									
	2		2		2		2		2	
江府町	(引渡)	(独自)								
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
合計	(合計)									
	199		197		195		193		192	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	199	0	197	0	195	0	193	0	192

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの 単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	260		258		255		254		253	
日吉津村	(引渡)	(独自)								
	0	260	0	258	0	255	0	254	0	253
大山町	(合計)									
	23		23		23		23		23	
南部町	(引渡)	(独自)								
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23
伯耆町	(合計)									
	17		16		16		16		16	
日南町	(引渡)	(独自)								
	0	17	0	16	0	16	0	16	0	16
日野町	(合計)									
	5		5		5		5		5	
江府町	(引渡)	(独自)								
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
合計	(合計)									
	338		335		332		330		328	
江府町	(引渡)	(独自)								
	0	7	0	7	0	7	0	6	0	6
合計	(合計)									
	7		7		7		6		6	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	338	0	335	0	332	0	330	0	328

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：白色トレイ等(発泡スチロールを含む)

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	39		38		37		37		36	
日吉津村	(引渡)	(独自)								
	0	39	0	38	0	37	0	37	0	36
大山町	(合計)									
	5		5		5		4		4	
南部町	(引渡)	(独自)								
	0	5	0	5	0	5	0	4	0	4
伯耆町	(合計)									
	1		1		1		1		1	
日南町	(引渡)	(独自)								
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
日野町	(合計)									
	2		2		2		2		2	
江府町	(引渡)	(独自)								
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
合計	(合計)									
	55		54		53		52		51	
合計	(引渡)	(独自)								
	0	55	0	54	0	53	0	52	0	51

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量

分別収集する容器包装の種類：主としてプラスチック製の容器包装

単位：トン

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
米子市	(合計)									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日吉津村	(合計)									
	31	31	32	32	34	34	36	36	38	38
大山町	(合計)									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部町	(合計)									
	46	46	46	46	45	45	45	45	44	44
伯耆町	(合計)									
	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
日南町	(合計)									
	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
日野町	(合計)									
	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
江府町	(合計)									
	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13
合計	(合計)									
	154	154	155	155	154	154	156	156	157	157

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

第9期市町村分別収集計画策定に当たっての予測量等の算定基礎

1 今回の計画策定に当たっての留意事項について

市町村分別収集計画については、平成8年度に第1期計画（平成9年度を始期とする平成13年度までの5年間）を策定し、今回第9期計画（令和2年度を始期とする令和6年度までの5年間）を策定することとなった。第1期計画策定から20年以上経過し、鳥取県西部圏域を取巻く社会情勢等も大きく変動しており、今回の計画策定に当たっては、次の条件を勘案して策定することとした。

- 鳥取県西部圏域全体の人口が平成15～6年頃をピークとして減少に転じ、今後もこの傾向が続くものと想定されること。
- 平成26年度から平成30年度にかけて、ごみ排出量全体とリサイクルプラザに搬入されるごみの量は、ともに減少傾向にあり、この傾向は今後も続くと想定されること。
- 最近のリサイクルへの関心の高まり等から、スーパー等の小売業者において顧客からの資源物の直接回収（ポイント制度の導入）の動きが高まってきており、今後も同様の状況で推移すると想定されること。

2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（表1）

各市町村から提供を受けたごみ排出量の予測数値に、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室が平成31年4月に策定した、市町村分別収集計画策定の手引き（九訂版）中の「ごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物比率」の平均値（平成29年度 21.2%）を乗じて算出した。

※市町村ごとのごみ排出(予測)量×平成29年度の容器包装廃棄物比率の平均値 (21.2%) ＝市町村ごとのごみ排出(予測)量見込み
--

- 3 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項において規定する主務省令で定める物の量の見込み（表3）及び品目ごとの予測値（添付の各表）

一部の品目を除き、平成26年度から平成30年度までの5年間の資源化実績は、減少傾向にある

これは、人口の減少率よりも資源化実績の減少率が高いことから、技術の進歩による容器の軽量化、住民のリサイクルに関する意識の向上によるごみ排出量の抑制や直接回収運動の高まりによる減量化等が、大きな要因であると考えられる。

この傾向は、今後も続くものと想定し、直近の数値である平成30年度の資源化実績を基に、各市町村から提供を受けたごみ排出量予測数値を加味して計画期間中の予測値とした。

(1) 主としてスチール製の容器（スチール缶）

スチール缶の生産量の減少、軽量化等により消費重量自体が年々減少しているため、再資源化量も減少している。

各市町村の割合については、平成30年度の処理対象ごみ搬入実績により按分した。

(2) 主としてアルミ製の容器（アルミ缶）

スチール缶の生産量の減少に伴い、消費重量、再資源化量ともに全国的には増の傾向にあると言われているが、本組合においては減少傾向にある。

各市町村の割合については、平成30年度の処理対象ごみ搬入実績により按分した。

(3) 無色のガラス製容器（ガラスビン・無色）

平成28年度から平成30年度までの3年間の資源化量については、変動幅に増減はある。

各市町村の割合については、平成30年度の処理対象ごみ搬入実績により按分した。

(4) 茶色のガラス製容器（ガラスビン・茶色）

平成28年度から平成30年度までの3年間の資源化量については、変動幅に増減はある。

各市町村の割合については、平成30年度の処理対象ごみ搬入実績により按分した。

(5) その他のガラス製容器（ガラスビン・その他）

平成28年度から平成30年度までの5年間の資源化量については、変動幅に増減はある。

各市町村の割合については、平成30年度の処理対象ごみ搬入実績により按分した。

なお、本組合においては、その他のガラス製容器については、容器包装リサイクル協会を通じて再商品化を図ることとしている。

(6) 主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（紙パック）

平成26年度から平成30年度までの資源化量は、減少傾向にある。

これは、小売業者等による顧客からの直接回収運動が、他の品目に比べ、より進んでいることが原因として考えられる。

各市町村の割合については、平成30年度の飲料用紙パック搬入実績により按分したが、積算値が1トンに満たない町村については、切り上げて1トンとした。

(7) 主として段ボール製の容器（段ボール紙）

紙パック同様、平成26年度から平成30年度までの資源化量は、減少傾向にある。

各市町村の割合については、平成30年度の段ボール紙搬入実績により按分した。

(8) 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（その他の紙製容器包装）

再資源化実績については、他の古紙類（段ボール紙・雑誌）に含めて分別収集を行っている市町村が大半であることから、実質的な数値の把握は困難である。独自にその他紙製容器包装の収集を実施している市町村（大山町・江府町）の実績値を参考として算定した。

具体的には、各年度の段ボール紙及び雑誌の搬入予測量に対して、大山町・江府町の実績値平均（11.1%）を掛けたものを、計画期間中の予測値とし、実績のある大山町・江府町については、提供を受けた予測値をそのまま採用した。

その他の市町村の割合については、平成30年度の段ボール紙と雑誌の搬入実績を合わせたもので按分した。

(9) 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器（ペットボ

トル)

再資源化実績については、微増である。

各市町村の割合については、平成30年度のペットボトル搬入実績により按分した。

(10) 白色トレイ（白色トレイ等）

各市町村において独自に収集・処理されているため、各市町村から予測数値の提供を受け、これにより予測値を積算した。

数値に端数のあるものについては、整数化した。

(11) 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（その他プラスチック製容器包装）

各市町村において独自に収集・処理されているため、各市町村の予測数値を採用した。

数値に端数のあるものについては、整数化した。

(注) なお、市町村独自で処理している白色トレイ及びその他プラスチックのうち、今回市町村から提供を受けた資料において、一括収集している市町村（南部町・伯耆町・江府町）分については、白色トレイを1トンそして、白色トレイとその他プラスチックの予測値とした。